

認定ハンドセラピスト制度

認定臨床研修の手引き

一般社団法人
日本ハンドセラピー学会
認定臨床研修委員会

2023年6月1日

- 目次 -

I.	目的	・・・3
II.	認定臨床研修の概説	・・・3
	1. 認定臨床研修の心得	
	2. 認定臨床研修実施の倫理的責務について	
	3. 研修要綱	
III.	認定臨床研修施設について	・・・4
	1. 認定臨床研修施設の施設基準	
	2. 認定臨床研修施設の申請	
	3. 認定臨床研修施設の更新	
	4. 認定臨床研修施設の失効	
	5. 認定臨床研修施設情報の変更	
	6. 認定臨床研修施設の辞退	
	7. 認定臨床研修施設の取り消し	
IV.	認定臨床研修の解説	・・・5
	1. 申請から修了までの流れ	
	2. 認定臨床研修の中止と辞退	
	3. 修了判定	
	4. 研修者・指導者・委員会の役割	
	5. 認定臨床研修施設勤務者の研修の免除	
V.	認定臨床研修読み替え措置の解説	・・・12
	1. 課題付研修	
	2. 自施設症例報告	
	3. 単位対応表	
	4. 読み替えについて	
	5. 課題付研修について	
	6. 自施設症例報告について	
	7. 認定臨床研修（読み替え）の修了	
	8. 研修者・指導者・委員会の役割	

VI. 参考資料

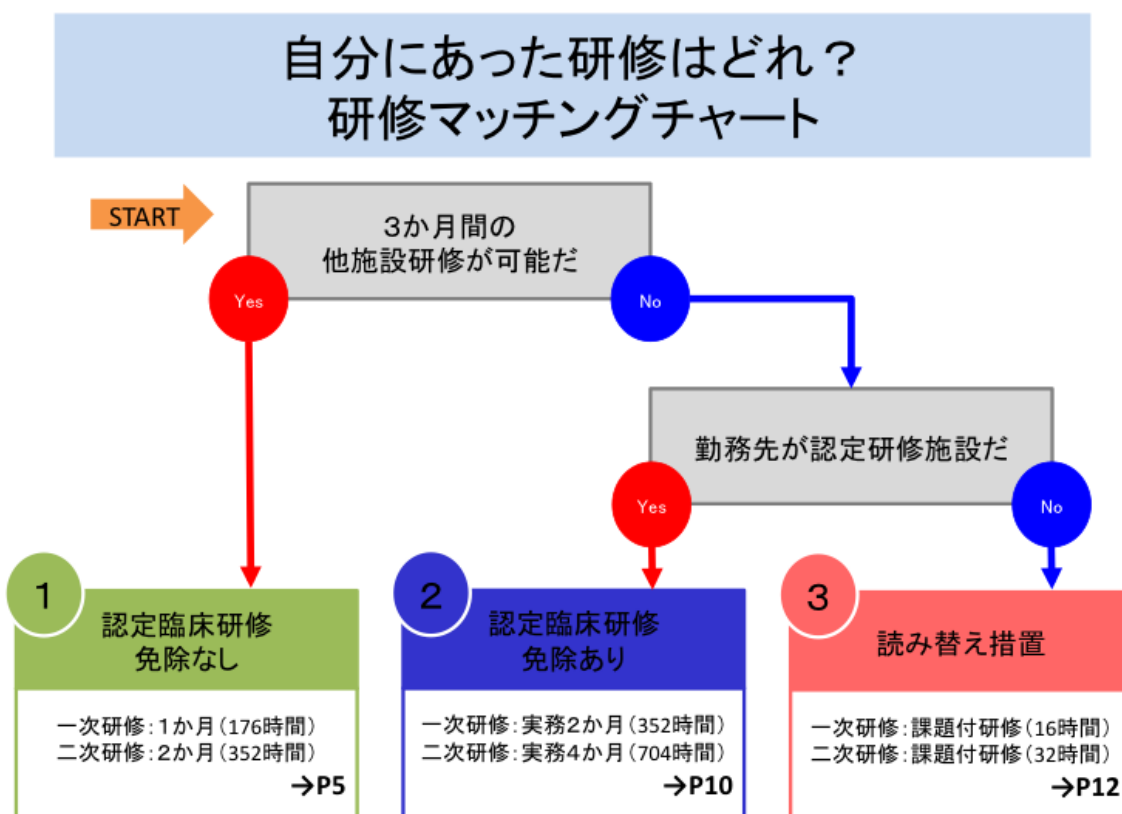
・・・21

- 1. 研修種別一覧
- 2. 症例報告について

VII. 手続きに必要な様式一覧

・・・24

- 1. 様式：臨-1～24号



I. 目的

認定臨床研修は、高い学術的水準の知識及び応用力のある総合的な技能を修得した認定ハンドセラピストを養成することを目的としています。

一般社団法人日本ハンドセラピー学会（本学会）では、認定臨床研修を臨床実践領域の必要項目と位置付け、本学会認定臨床研修規定、認定臨床研修施設に関する細則、認定臨床研修実施に関する細則により規定をされています。

II. 認定臨床研修の概説

1. 認定臨床研修の心得

認定臨床研修を実施するにあたり、多くの関係者のご協力が不可欠です。自己本位とならず、相手の立場に立っての判断、行動、発言に心掛け、良好な人間関係を保ち研修に臨んで下さい。

2. 認定臨床研修実施の倫理的責務について

認定臨床研修を実施する者（研修者）は、職業倫理指針並びに認定臨床研修施設規定に準じて、倫理的責務を負う必要があります。そして、認定臨床研修施設ならびに本学会に対し認定臨床研修規定の厳守を誓約する必要があります。

3. 研修要綱

- a) 対象 本学会 認定ハンドセラピスト養成カリキュラム
基礎セミナーおよび応用実践セミナー修了者
- b) 研修施設 認定臨床研修施設 A ※認定ハンドセラピストが常勤する認定臨床研修施設
認定臨床研修施設 B ※認定ハンドセラピストが非常勤（4時間／週以上）する認定臨床研修施設
- c) 研修期間 一次研修：1か月間（176時間）
二次研修：2か月間（352時間）
※認定臨床研修施設 A 及び B において時間換算での臨床研修が可能
- d) 課題 一次研修：研修施設症例報告 1 例
二次研修：研修施設症例報告 1 例
- e) 単位 一次研修：4 単位
二次研修：8 単位
※それぞれ症例報告の合格をもって認定される
- f) 免除規定 認定臨床研修施設に勤めるものは実務期間を研修期間に代えることができる
認定臨床研修施設 A 勤務者 認定臨床研修施設 B 勤務者
一次研修：2 か月の実務経験 一次研修：352 時間の実務経験
二次研修：4 か月の実務経験 二次研修：704 時間の実務経験
※作成課題：研修施設症例報告 ※作成課題：研修施設症例報告

III. 認定臨床研修施設について

1. 認定臨床研修施設の施設基準

a) 認定臨床研修施設の施設基準

① 認定臨床研修施設 A

- 1) 手外科疾患を対象とした診療実績の延べ人数が前年の1年間で1200人以上である.
- 2) 指導にあたる常勤の認定ハンドセラピストが1名以上である.

② 認定臨床研修施設 B

- 1) 手外科疾患を対象とした診療実績の延べ人数が前年の1年間で1200人以上である.
- 2) 指導にあたる非常勤(4時間/週以上)の認定ハンドセラピストが1名以上である.

2. 認定臨床研修施設の申請

a) 認定臨床研修委員会に下記の書類を提出して下さい.

- ① 認定臨床研修施設申請書(様式:臨-1号)
- ② 認定臨床研修施設情報(様式:臨-2号)
- ③ 指導にあたる認定ハンドセラピストの在職証明書(様式:臨-3号)
- ④ 指導にあたる認定ハンドセラピストの認定証の写し

3. 認定臨床研修施設の更新

認定臨床研修施設の有効期限は5年です。更新は、申請手続きと同様の書類を認定臨床研修委員会(本委員会)へ提出してください。また一旦提出した書類はいかなる理由があっても返還できません。

4. 認定臨床研修施設の失効

施設基準が満たされなくなった場合、または更新期間を過ぎた場合には施設認定は失効となります。失効した場合には、速やかに認定証を本委員会へ返還して下さい。

5. 認定臨床研修施設情報の変更

施設の名称変更や移転に伴う住所、電話番号等の施設情報の変更があった場合は、速やかに本委員会へ届出を行って下さい(様式:臨-2号)。

6. 認定臨床研修施設の辞退

認定臨床研修施設は、認定有効期限内であっても本委員会に認定臨床研修施設辞退届(様式:臨-4号)及び認定臨床研修施設認定証を提出し、認定を辞退することができます。

7. 認定臨床研修施設の取り消し

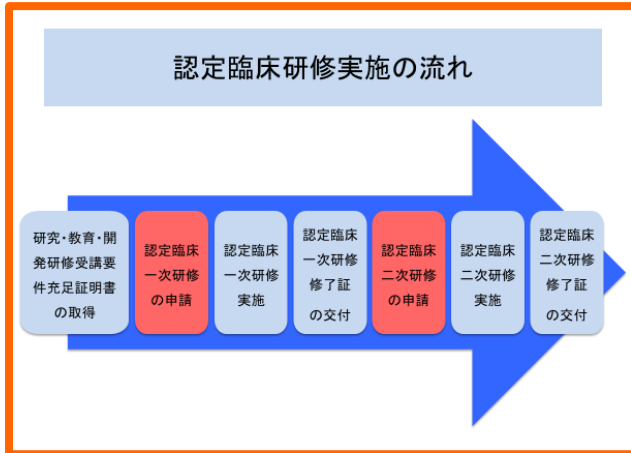
認定臨床研修施設は、認定有効期限内であっても本委員会が不適格と判断した場合は、認定資格審査委員会の議を経て、理事会での承認をもって認定を取り消すことができます。また認定臨床研修施設の認定取り消しに伴い、認定臨床研修施設認定証は無効となります。

IV. 認定臨床研修の解説

解説では研修者は緑色、指導者は青色、両者は橙色で、特に関係する部分を表記しています。

1. 申請から修了までの流れ

a) 認定臨床研修実施の流れ



認定臨床研修の大まかな流れは、左図に示すように認定臨床一次研修修了後に認定臨床二次研修を行います。

b) 研究・教育・開発研修受講要件充足証明書の申請

認定臨床研修開始前に認定資格審査委員会事務局へ申請書類の送付
☑Check point!

研究・教育・開発研修受講申請書(様式:教-8号)

書類送付先
〒631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1 奈良学園大学保健医療学部
日本ハンドセラピ学会 認定資格審査委員会事務局 飯塚照史

認定臨床研修の前に研究・教育・開発研修受講申請書(様式:教-8号)にて研究・教育・開発研修受講要件充足証明書を取得する必要があります。申請書を認定資格審査委員会事務局に送付して下さい。

※二次研修の申請条件には、認定臨床一次研修を修了し本学会理事長から「認定臨床一次研修修了証」が交付されている必要があります。

c) 申請書の送付

申請書類の送付
☑Check point!

研究・教育・開発研修受講要件充足証明書の写し
 認定臨床研修申請書(様式:臨-6号)
 認定臨床研修者個人資料(様式:臨-7号)
 認定臨床研修承諾書(様式:臨-8号)※未記入のもの
 返信用封筒(研修申請者の住所と氏名を明記し、切手を貼付したもの)

研修申請者は、希望する認定臨床施設へ**直接申請**を行って下さい。事前に研修指導者へ依頼を打診しておくことをお勧めします。申請に必要な書類は左図を参考にして下さい。

d) 認定臨床研修の承諾

研修指導者は、申請条件を満たしていることを確認の上、申請書類の認定臨床研修承諾書(様式:臨-8号)へ**必要事項**を記入し、研修申請者へ返送して下さい。

e) 認定臨床研修施設への書類提出

研修申請者は、下図に示す所定の書類を認定臨床研修施設へ提出して下さい。

また、研修施設で必要書類が異なりますので認定臨床研修施設ガイドをもとに必要書類を確認して下さい。

認定臨床研修の受け入れが承諾された場合 認定臨床研修施設への提出書類

☑ Check point!

- 認定臨床研修契約書(様式:臨-9号)
署名・捺印したものを2部
※研修施設保管用と研修者保管用の2部必要です。
- 認定臨床研修誓約書(研修施設提出用)(様式:臨-10号)
- 個人情報取り扱い誓約書(様式:臨-11号)
- 認定臨床研修修了証明書(様式:臨-12号)※未記入のもの

研修施設によって提出が必要な書類

☑ Check point!

- 理学療法士または作業療法士補償保険書の写し
- 損害賠償保険加入証明書の写し
- その他

f) 委員会へ研修承諾の連絡

認定臨床研修の受け入れが承諾された場合 本委員会への提出書類

☑ Check point!

- 認定臨床研修承諾書(様式:臨-8号)の写し
 - 認定臨床研修開始届(様式:臨-13号)
 - 認定臨床研修誓約書(学会提出用)(様式:臨-14号)
- 認定臨床研修の受け入れが承諾された場合、
研修開始の1週間前までに所定の書類を提出して下さい。**

研修申請者は、認定臨床研修の受け入れが承諾されたら、本委員会へ左図にある所定の書類を、**研修開始 1週間前**までに提出して下さい。

g) 契約書の確認・返送

研修申請者から提出された各種書類を確認し、不備がなければ認定臨床研修契約書(様式:臨-9号)に署名・捺印して下さい。

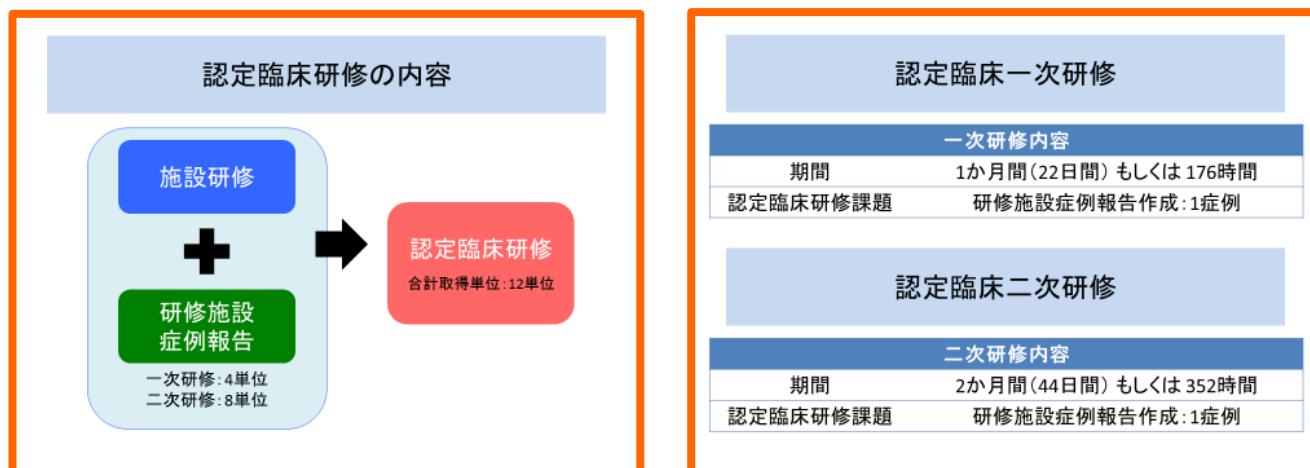
1部は研修申請者に返却し、1部は施設にて保管して下さい。

h) 認定臨床研修費の確認

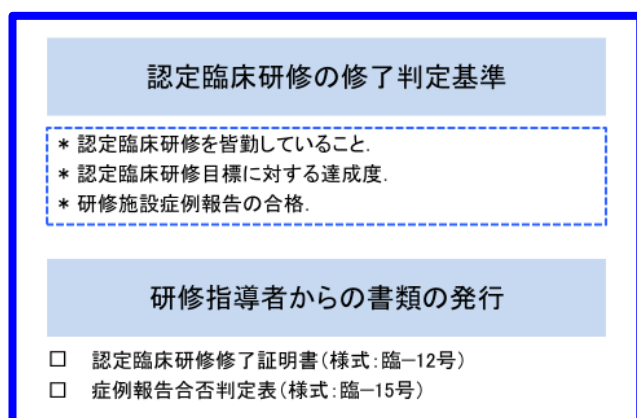
研修申請者は、認定臨床研修費の確認を行って下さい。研修施設によって「施設使用料」や「研修指導料」があります。実施を希望した認定研修施設に確認し、指示に従い支払って下さい。

i) 認定臨床研修の開始

研修者は以上の申請手続きを行い、認定臨床研修を開始することができます。認定臨床研修実施の内容は下図で示す構成となっています。一次研修、二次研修において施設研修と研修施設症例報告を作成し、研修指導者からの修了判定をもって、単位の取得となります。研修施設症例報告の作成は、21頁のVI項-2.を参照して下さい。



j) 認定臨床研修の修了判定（一次研修・二次研修）



研修指導者は、認定臨床研修修了の判定を行って下さい。修了判定後、左記の書類を研修者へ発行して下さい。

研修施設症例報告の合否判定は、**症例報告に関する判定基準及び審査結果・23頁のVI項-2-d).**を参考に、症例報告合否判定表(様式:臨-15号)に記入し、研修者へ発行して下さい。

k) 本委員会へ認定臨床研修修了の書類提出（一次研修修了後・二次研修修了後）

研修者は、認定臨床研修修了後に本委員会へ所定の書類を提出して下さい。書類提出後に本学会理事長から一次研修修了後には「認定臨床一次研修修了証」が、二次研修修了後には「認定臨床二次研修修了証」が交付されます。

※認定臨床一次研修修了証は、日本作業療法士協会認定の専門作業療法士（手外科）取得申請時にも必要な書類です。認定臨床二次研修修了証は、本学会認定試験申請時に必要となります。大切に保管して下さい。

認定臨床一次研修修了後 本委員会への提出書類 ☑Check point!

- 認定臨床研修修了証明書（様式：臨-12号）
- 合格した研修施設症例報告：1症例分
- 症例報告の同意書（様式：臨-17号）
- 合格した症例報告合否判定表（様式：臨-15号）

認定臨床二次研修修了後 本委員会への提出書類 ☑Check point!

- 認定臨床一次研修修了証の写し
- 認定臨床研修修了証明書（様式：臨-12号）
- 合格した研修施設症例報告：1症例分
- 症例報告の同意書（様式：臨-17号）
- 合格した症例報告合否判定表（様式：臨-15号）

2. 認定臨床研修の中止と辞退

a) 研修中止について

研修中止

- * 研修者が認定臨床研修規定に違反した場合.
- * 研修者として不適切な態度および行為を行った場合.

研修指導者は、本学会の認定臨床研修に関する細則に従って認定臨床研修を中止することができます。研修指導者は、研修を中止する際に本委員会へ認定臨床研修の中止とその理由を、認定臨床研修中止届（様式：臨-18号）にて報告して下さい。

b) 研修辞退について

研修辞退

- * 何らかの理由により認定臨床研修の継続が困難な場合.

研修者は、本学会の認定臨床研修に関する細則に従って認定臨床研修を辞退することができます。研修を辞退する際には、本委員会へその理由を、認定臨床研修辞退届（様式：臨-19号）にて報告して下さい。

3. 修了判定

研修指導者は、下記の判定基準をもって認定臨床研修修了の判定を行って下さい。

- a) 認定臨床研修の皆勤
- b) 認定臨床研修目標に対する達成度
- c) 研修施設症例報告の合格

4. 研修者・指導者・委員会の役割

a) 研修者の役割

① 研修前

- 1) 希望する認定臨床研修施設へ申請書類を送付
- 2) 受け入れが許可されたのち本委員会へ必要書類を提出
- 3) 受け入れが許可されたのち認定臨床研修施設へ必要書類を提出
- 4) 研修費を確認

② 研修中

- 1) 研修施設症例報告を作成
- 2) 研修を辞退する際は本委員会に認定臨床研修辞退届を提出

③ 研修後

- 1) 本委員会に必要書類を提出

b) 指導者の役割

① 研修前

- 1) 認定臨床研修承諾書を研修申請者に返送
- 2) 必要に応じて研修に関わる書類を研修申請者に送付
- 3) 研修費の明示

② 研修中

- 1) 症例の提示
- 2) 臨床研修の指導
- 3) 研修施設症例報告の指導
- 4) 研修を中止する際には本委員会に認定臨床研修中止届を提出

③ 研修後

- 1) 修了判定
- 2) 研修者に認定臨床研修修了証明書を発行

c) 委員会の役割

① 研修中

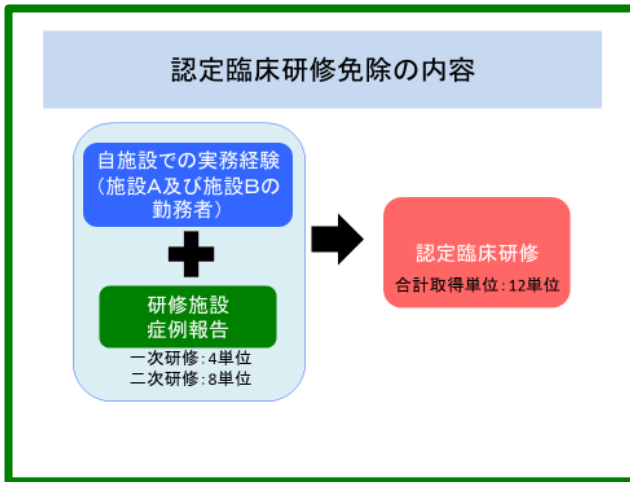
- 1) 研修者から辞退の申請があった際は研修指導者へ連絡する

② 研修後

- 1) 研修者へ認定臨床研修修了証を交付
- 2) 指導者へ教育実践要件の単位を付与
 - 認定臨床一次研修指導 2単位
 - 認定臨床二次研修指導 4単位
 - 研修施設症例報告指導 2単位

5. 認定臨床研修施設勤務者の研修の免除

a) 認定臨床研修の免除について



施設A勤務者は、自施設における一定期間の実務経験を研修期間として置き換えて研修を免除することができます。ただし、症例報告の作成課題は免除されません。

施設B勤務者は、研修指導者の出勤時間が実務経験として認定されます。その際は、研修指導者の勤務状況を証明する書類が必要となります。また、症例報告の作成課題は免除されません。

b) 研究・教育・開発研修受講要件充足証明書の申請

認定臨床研修開始前に認定資格審査委員会事務局へ申請書類の送付
☑ Check point!

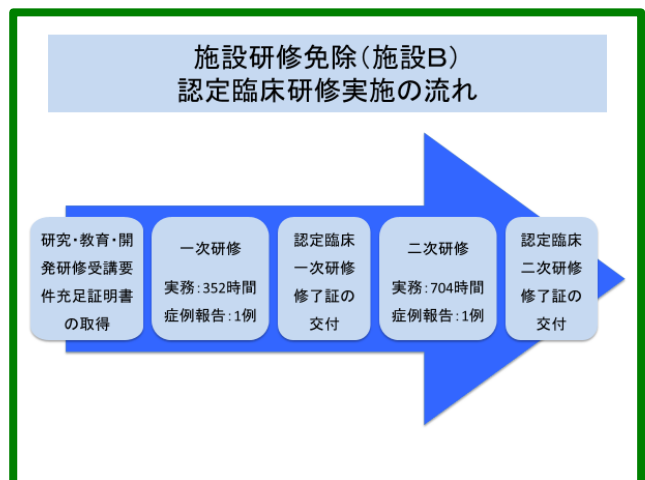
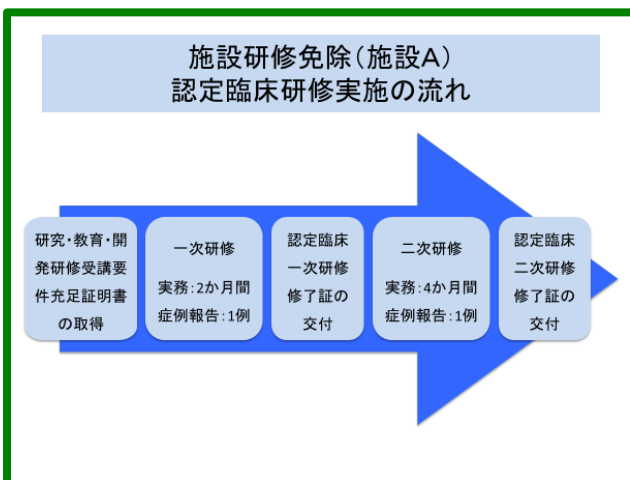
研究・教育・開発研修受講申請書(様式:教-8号)

書類送付先
〒631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1 奈良学園大学保健医療学部
日本ハンドセラピィ学会 認定資格審査委員会事務局 飯塚照史

認定臨床研修の前に申請書(様式:教-8号)にて研究・教育・開発研修受講要件充足証明書を取得する必要があります。申請書を認定資格審査委員会へ送付して下さい。

※二次研修の申請条件には、認定臨床一次研修を修了し本学会理事長から「認定臨床一次研修修了証」が交付されている必要があります。

c) 研修免除における申請から修了の流れ



d) 認定臨床研修免除の対象条件

認定臨床研修免除の対象条件 ☑Check point!

- 研修者が勤務している施設が、認定臨床研修施設Aもしくは認定臨床施設Bとして認定されていること。
- 本学会会員であること。
- 研究・教育・開発研修受講要件充足証明書が交付されていること。
- 研究・教育・開発研修受講要件充足証明書が交付されてからの実務経験が、研修施設A勤務者は2か月、研修施設B勤務者は352時間を満たしていること。

認定臨床研修免除の対象条件は、左図に示す通りです。

e) 作成課題

研修施設症例報告は免除対象外です。

研修施設症例報告の作成は、21 頁のⅥ項-2. 「症例報告について」を参照して下さい。

f) 研修施設症例報告の合否判定

認定臨床研修免除対象者が勤務する施設の認定ハンドセラピストが指導者となり、症例報告の合否判定を行います。研修施設症例報告の合否判定は、症例報告合否判定表（様式：臨-15号）にて行って下さい。

g) 認定臨床研修修了証明書の発行

指導者は、研修者が所定の実務経験を満たし、研修施設症例報告を合格としたら、認定臨床研修修了証明書（様式：臨-12号）および実務期間証明書（様式：臨-16号）を発行します。

h) 本委員会へ認定臨床研修修了後に提出する書類

認定臨床一次研修修了後 委員会への提出書類 (施設研修免除) ☑Check point!

- 研究・教育・開発研修受講要件充足証明書の写し
- 認定臨床研修修了証明書(様式:臨-12号)
- 実務期間証明書(様式:臨-16号)
- 合格した研修施設症例報告:1症例分
- 症例報告の同意書(様式:臨-17号)
- 合格した症例報告合否判定表(様式:臨-15号)

認定臨床二次研修修了後 委員会への提出書類 (施設研修免除) ☑Check point!

- 認定臨床一次研修修了証の写し
- 認定臨床研修修了証明書(様式:臨-12号)
- 実務期間証明書(様式:臨-16号)
- 合格した研修施設症例報告:1症例分
- 症例報告の同意書(様式:臨-17号)
- 合格した症例報告合否判定表(様式:臨-15号)

研修者は、認定臨床研修修了後に本委員会へ所定の書類を提出して下さい。書類提出後に本学会理事長から認定臨床一次研修修了後には「認定臨床一次研修修了証」、認定臨床二次研修修了後には「認定臨床二次研修修了証」が交付されます。

※ 認定臨床一次研修修了証は、日本作業療法士会認定の専門作業療法士(手外科)取得申請時にも必要な書類です。認定臨床二次研修修了証は本学会認定試験申請時に必要になります。大切に保管して下さい。

V. 認定臨床研修読み替え措置の解説

この度、認定臨床研修を履修することが困難な方に対して、認定臨床研修読み替え措置（読み替え）により単位を読み替えることができるように致しました。

1. 課題付研修

- a) 対象 本学会 認定ハンドセラピスト養成カリキュラム
基礎セミナーおよび応用実践セミナー修了者
- b) 研修施設 認定臨床研修施設 A
認定臨床研修施設 B
- c) 研修期間 一次研修：1 研修（4 時間） × 4 研修（16 時間）
二次研修：1 研修（4 時間） × 8 研修（32 時間）
- d) 課題
- 1) 治療計画の立案
1 研修 4 時間で、研修施設の症例に対して評価を行い、治療計画を立案する。
その後、研修指導者と治療計画に関してディスカッションし、理解を深める。
 - 2) スプリントの作製
一次研修で 1 回以上、二次研修で 2 回以上、研修施設の医師または指導者の指示に従い、上記の治療計画立案後にスプリントを作製する。
一次研修：計 4 課題
二次研修：計 8 課題
- e) 単位 一次研修：4 単位
二次研修：8 単位
※それぞれ課題の合格をもって認定される。

2. 自施設症例報告

研修者が勤務する施設で担当する（している）症例に関して、症例報告指導者から 3 か月間の臨床指導の下、症例報告を作成する。

- a) 対象 認定臨床研修読み替え一次研修（課題付研修×4）を修了した者
認定臨床研修読み替え二次研修（課題付研修×8）を修了した者
- b) 症例報告指導者 認定ハンドセラピスト
- c) 指導期間 3 か月間（2 週に 1 回以上、経時的な指導を受ける）
- d) 指導方法 研修者と指導者間で取り決める
例：面談、メール、ビデオ通話など
- e) 症例 研修者が勤務する施設の担当症例

f) 症例数 一次研修 1 例
 二次研修 2 例

g) 合否判定 3 か月間の指導後 1 か月以内に指導者に症例報告を提出する。
 合否判定は、症例報告指導者が「症例報告に関する判定基準及び審査結果」(VI項-2-d)に従って行い、「症例報告合否判定表」(様式:臨-15号)を研修者に交付する。

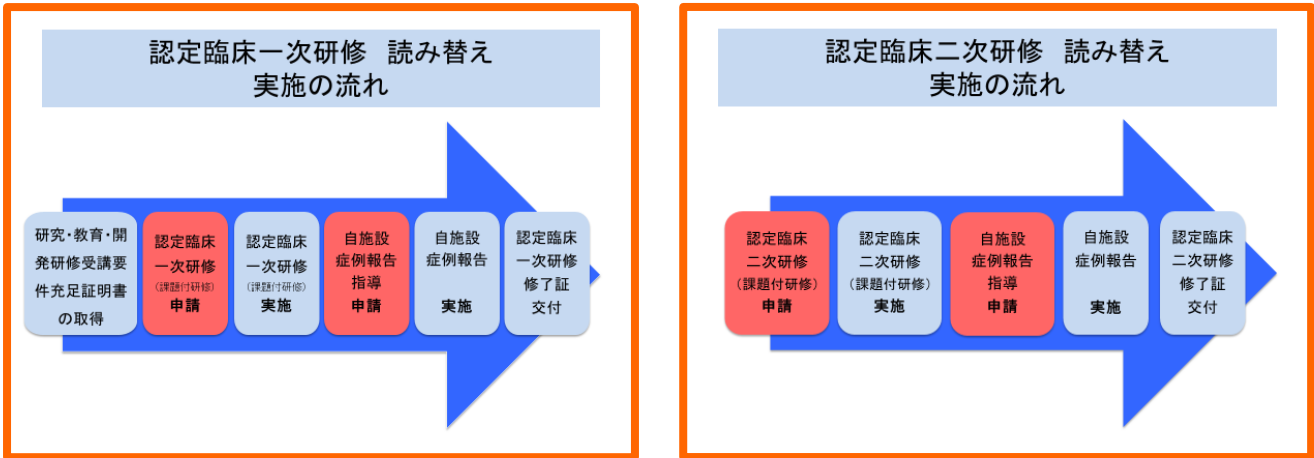
h) 単位 一次研修 : 1 症例 2 単位
 二次研修 : 2 症例 4 単位

3. 単位対応表

認定臨床研修			読み替え措置		
一次研修					
施設研修	1 か月間 (176 時間)	4 単 位	研修施設での課題付研修 ① 治療計画立案 ② スプリント作製	4 研修 1 回以上	2 単位 (0.5 単位 (1 研修) × 4 研修)
研修施設症例報告	1 例		自施設症例報告	1 例	2 単位 (2 単位 × 1 例)
二次研修					
施設研修	2 か月間 (352 時間)	8 単 位	研修施設での課題付研修 ① 治療計画の立案 ② スプリントの作製	8 研修 2 回以上	4 単位 (0.5 単位 (1 研修) × 8 研修)
研修施設症例報告	1 例		自施設症例報告	2 例	4 単位 (2 単位 × 2 例)

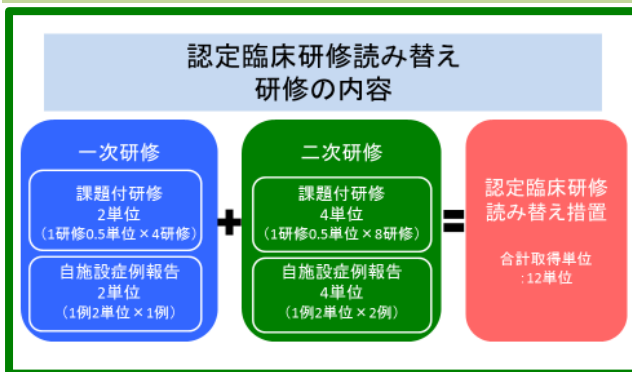
4. 読み替えについて

a) 読み替えの流れ



読み替えの大きな流れは、図に示すように一次研修・二次研修ともに課題付研修修了後に自施設症例報告となります。自施設症例報告が修了しましたら本学会理事長から認定臨床一次研修修了証・認定臨床二次研修修了証が交付されます。

b) 読み替えの研修内容



読み替えは、それぞれ一次研修と二次研修において施設研修における「課題付研修」と「自施設症例報告」で構成され、単位取得を行います。

c) 研究・教育・開発研修受講要件充足証明書の申請

認定臨床研修の前に申請書（様式：教-8号）にて研究・教育・開発研修受講要件充足証明書を取得する必要があります。申請書を認定資格審査委員会へ送付して下さい。

認定臨床研修開始前に認定資格審査委員会事務局へ申請書類の送付
 Check point!

研究・教育・開発研修受講申請書（様式：教-8号）

書類送付先
 〒631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1 奈良学園大学保健医療学部
 日本ハンドセラピー学会 認定資格審査委員会事務局 飯塚照史

- ※ 認定臨床研修施設に勤務する研修申請者は、勤務施設での読み替えの研修はできません。
- ※ 二次研修の申請条件には、一次研修が修了し本学会理事長から「認定臨床一次研修修了証」が交付されている必要があります。

5. 課題付研修について

a) 課題付研修の申請書類の送付

申請書類の送付

☑Check point!

- 研究・教育・開発研修受講要件充足証明書の写し
- 認定臨床研修申請書(様式:臨-6号)
- 認定臨床研修者個人資料(様式:臨-7号)
- 認定臨床研修承諾書(様式:臨-8号)※未記入のもの
- 返信用封筒(研修申請者の住所と氏名を明記し、切手を貼付したもの)

研修申請者は、希望する認定臨床研修施設へ**直接申請**を行って下さい。事前に指導を依頼する認定ハンドセラピストへ打診をしておくことをお勧めします。

b) 課題付研修の承諾

課題付研修の承諾は、申請書類送付後に認定臨床研修施設または研修指導者(認定ハンドセラピスト)から認定臨床研修承諾書(様式:臨-8号)にて通知します。

c) 本委員会へ研修承諾の連絡

認定臨床研修の受け入れが承諾された場合に本委員会へ提出する資料

☑Check point!

- 認定臨床研修承諾書(様式:臨-8号)の写し
- 認定臨床研修開始届(様式:臨-13号)
- 認定臨床研修誓約書(学会提出用)(様式:臨-14号)

認定臨床研修の受け入れが承諾された場合、
研修開始の1週間前までに所定の書類を提出して下さい。

研修申請者は、認定臨床研修の受け入れが承諾されたら、本委員会へ所定の書類を研修開始1週間前までに提出します。

d) 認定臨床研修施設への書類提出

研修申請者は、下記の書類を認定臨床研修施設へ提出して下さい。
また、認定臨床研修施設ガイドを参照し、必要書類を確認して下さい。

認定臨床研修の受け入れが承諾された場合に認定臨床研修施設へ提出する資料

☑Check point!

- 契約書(様式:臨-9号) **署名・捺印したものを2部**
※研修施設保管用と研修者保管用の2部必要です。
- 認定臨床研修誓約書(研修施設提出用)(様式:臨-10号)
- 個人情報取り扱い誓約書(様式:臨-11号)
- 課題付研修合格証明書(様式:臨-20号)※未記入のもの

研修施設によって提出が必要な書類

☑Check point!

- 理学療法士または作業療法士補償保険書の写し
- 損害賠償保険加入証明書の写し
- その他

e) 認定臨床研修費の確認

研修申請者は、認定臨床研修費の確認を行って下さい。研修施設によって「施設使用料」や「研修指導料」がありますので指示に従い支払って下さい。

f) 課題付研修の開始

研修者は以上の申請手続きを行い、課題付研修を開始することができます。一次研修と二次研修における施設研修では、課題付研修を4時間あたり0.5単位取得が可能です。取得が必要な単位は、一次研修では2単位、二次研修では4単位の取得が必要です。

認定臨床一次研修 読み替え

課題付研修(一次研修)	
課題付研修数	4研修
時間数	16時間(4時間×4研修)
取得単位数	2単位(0.5単位×4研修)
課題内容	①治療計画立案 ②スプリント作製 ※スプリント作製は、4研修中1回以上行うこととします。

認定臨床二次研修 読み替え

課題付研修(二次研修)	
課題付研修数	8研修
時間数	32時間(4時間×8研修)
取得単位数	4単位(0.5単位×8研修)
課題内容	①治療計画立案 ②スプリント作製 ※スプリント作製は、8研修中2回以上行うこととします。

g) 課題付研修の修了

研修指導者は、1研修修了ごとに課題付研修合格証明書(様式:臨-20号)を研修者に発行して下さい。

6. 自施設症例報告について

a) 自施設症例報告の申請

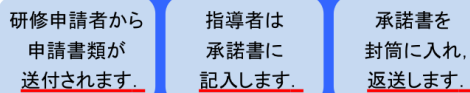
自施設症例報告 申請書類の送付

- 自施設症例報告指導申請書(様式:臨-21号)
- 自施設症例報告申請者個人資料(様式:臨-22号)
- 自施設症例報告指導承諾書(様式:臨-23号)**※未記入のもの**
- 返信用封筒(研修申請者の住所と氏名を明記し、切手を貼付したもの)

課題付研修(施設研修の一次研修または二次研修)を修了した研修者は、自施設症例報告を実施して下さい。希望する症例報告指導者(認定ハンドセラピスト)へ**直接申請**を行って下さい。事前に指導依頼を打診しておくことをお勧めします。

b) 自施設症例報告指導の承諾

自施設症例報告指導の承諾



症例報告指導者は、申請書類の自施設症例報告指導承諾書(様式:臨-23号)に必要事項を記入し研修者へ返送して下さい。

c) 本委員会へ自施設症例報告指導承諾の連絡

自施設症例報告の指導承諾の連絡 本委員会への提出書類

* 自施設症例報告の指導が開始される前までに本委員会へ以下の書類を提出して下さい。

- 自施設症例報告指導承諾書(様式:臨-23号)の写し
- 自施設症例報告作成開始届(様式:臨-24号)

研修者は、自施設症例報告指導の承諾後に、本委員会へ自施設症例報告指導が開始される前までに、所定の書類を提出して下さい。

d) 自施設症例報告指導の実施

自施設症例報告の実施	
自施設症例報告（一次研修時）	
症例数	1症例
指導期間	3か月間
指導頻度	少なくとも2週間に1回の指導を受ける。
取得単位	2単位
自施設症例報告（二次研修時）	
症例数	2症例
指導期間	それぞれ3か月間
指導頻度	少なくとも2週間に1回の指導を受ける。
取得単位	4単位 ※1症例あたり2単位

自施設症例報告は、一次研修（課題付研修）修了後に1症例、二次研修（課題付研修）修了後に2症例を実施します。自施設症例報告の内容は前向き症例報告です。これは、研修者が勤務施設で担当する患者の治療について、症例報告指導者の指導を受けながら作成します。指導期間は3か月間で、2週間に1回以上の経時的な指導を受けて下さい。自施設症例報告の作成は、21頁のⅥ項-2.を参照して行って下さい。

e) 自施設症例報告の提出

自施設症例報告の提出期限
* 3か月間の指導終了後1か月以内に、以下の書類を症例報告指導者へ提出して下さい。
<input type="checkbox"/> 症例報告合否判定表（様式：臨-15号）※未記入のもの
<input type="checkbox"/> 作成した自施設症例報告
<input type="checkbox"/> 返信用封筒（研修者の住所と氏名を明記し、切手を貼付したもの）

研修者は、3か月間の自施設症例報告指導を修了した後、1か月以内に症例報告指導者に所定の書類を提出して下さい。

f) 自施設症例報告の合否判定

症例報告指導者は、自施設症例報告の合否判定を行って下さい。合否判定は、症例報告合否判定表（様式：臨-15号）にて行い研修者へ返送して下さい。

g) 自施設症例報告の合否判定通知後について

- ① 合格通知を受けた際：研修者は、所定の書類を本委員会に提出して認定臨床一次・二次研修修了の申請を行って下さい。
- ② 不合格通知を受けた際：通知後1か月以内に症例報告の再提出を行って下さい。再提出は、Ⅴ項-6-e)と同様の方法で行って下さい。

7. 認定臨床研修（読み替え）の修了

a) 本委員会へ認定臨床研修修了の書類提出

研修者は、認定臨床研修（読み替え）修了後に本委員会へ所定の書類を提出して下さい。本委員会への書類提出後に本学会理事長から一次研修修了後には「認定臨床一次研修修了証」が、二次研修修了後には「認定臨床二次研修修了証」が交付されます。

※認定臨床一次研修修了証は、日本作業療法士協会認定の専門作業療法士（手外科）取得申請時にも必要な書類です。大切に保管して下さい。

認定臨床一次研修 読み替え 修了後に本委員会への提出書類

- 4枚の課題付研修合格証明書(様式:臨-20号)
- 合格した自施設症例報告:1症例分
- 症例報告の同意書(様式:臨-17号):1症例分
- 合格した症例報告合否判定表(様式:臨-15号)の写し:1症例分

認定臨床二次研修 読み替え 修了後に本委員会への提出書類

- 認定臨床一次研修修了証書の写し
- 8枚の課題付研修合格証明書(様式:臨-20号)
- 合格した自施設症例報告:2症例分
- 症例報告の同意書(様式:臨-17号):2症例分
- 合格した症例報告合否判定表(様式:臨-15号)の写し:2症例分

8. 研修者・指導者・委員会の役割

a) 研修者の役割

① 研修前

- 1) 希望する認定臨床研修施設へ申請書類を送付
- 2) 受け入れが許可されたのち本委員会に必要書類を提出
- 3) 受け入れが許可されたのち認定臨床研修施設へ必要書類を提出
- 4) 研修費を確認

② 研修中

- 1) 研修施設の症例を評価し治療プランについて指導者とディスカッションする
- 2) 一次研修では1回以上、二次研修では2回以上、スプリント作製を行う
- 3) 課題付研修を辞退する際は本委員会に認定臨床研修辞退届を提出

③ 研修後

- 1) 希望する認定ハンドセラピストに自施設症例報告の指導依頼を送付
- 2) 指導依頼が承諾されれば、指導開始までに本委員会に報告書を提出
- 3) 少なくとも2週間に1回以上の指導を受けながら自施設症例報告を作成
- 4) 指導修了後に指導者へ自施設症例報告を提出
- 5) 各合格証明証等を本委員会へ提出

b) 研修指導者の役割

① 研修前

- 1) 認定臨床研修承諾書を研修申請者に返送
- 2) 研修費の明示

② 研修中

- 1) 症例の提示と治療プランの指導
- 2) 1 研修修了毎に課題付研修合格証明書を発行
- 3) 研修を中止する際は本委員会に認定臨床研修中止届を提出

c) 症例報告指導者の役割

① 症例報告の指導前

- 1) 自施設症例報告承諾書を研修者に返送

② 症例報告

- 1) 少なくとも 2 週間 1 回以上の症例報告の指導を行う

③ 症例報告の指導後

- 1) 症例報告の指導修了後 1 か月以内に提出される症例報告の合否判定を行う
- 2) 合否判定は症例報告に関する判定基準及び審査結果に従い行う

d) 本委員会の役割

① 研修前

- 1) 研修申請者からの研修開始届の管理

② 研修中

- 1) 研修者からの辞退の申請があった際は研修指導者へ連絡する。

③ 研修後

- 1) 研修者へ認定臨床一次研修修了証・認定臨床二次研修修了証を交付
- 2) 研修指導者へ教育等実践要件の単位を付与
 - 課題付研修指導（1 研修あたり） 0.5 単位
- 3) 症例報告指導者へ教育実践要件の単位を付与
 - 自施設症例報告指導 2 単位

VI. 参考資料

1. 研修種別一覧

	認定臨床研修		読み替え
	施設研修 免除なし	施設研修 免除あり	施設研修 免除なし
研修者	一般施設勤務者 認定研修施設勤務者*	認定研修施設勤務者	一般施設勤務者
内容	3か月間の施設研修 研修施設症例報告	研修施設症例報告	48時間の課題付研修 自施設症例報告
研修施設	施設A・B		施設A・B
※ 施設研修を免除することができる認定研修施設勤務者が、施設研修の免除を行わずに認定臨床研修を行う際は、勤務地での認定臨床研修は認められません。			

2. 症例報告について

症例報告書には、研修施設で担当した症例の「研修施設症例報告」と、研修者が勤務する施設で担当した症例の「自施設症例報告」があります。

症例報告作成の際は、**同意書**が必要です。学会が定める「症例報告を含む医学論文及び学会発表における患者プライバシー保護に関するガイドライン」および「認定臨床研修における個人情報保護に関する細則」（学会HP参照）を熟読し、「**症例報告の同意書（様式：臨-17号）**」「**個人情報の取り扱いの誓約書（臨-11号）**」を説明し、同意を得てください。

a) 症例報告書種別

	研修施設症例報告	自施設症例報告
研修種別	認定臨床研修	読み替え
対象とする症例	研修施設の担当症例	自施設の担当症例
症例報告数	一次研修：1症例 二次研修：1症例	一次研修：1症例 二次研修：2症例
指導者	施設研修先の研修指導者	症例報告指導者
症例の選択	※報告書の症例の疾患は「症例経験一覧（VI-2-c）」を参考にして選択してください ※各症例報告は異なる疾患であることが望まれますが、同一疾患であっても治療に影響する因子に違いがあれば、同一疾患でも可とします。 ※症例からの同意書が必須です。	
症例報告の作成方法	研修指導者の指導のもと作成して下さい	前向き症例報告です。 3か月間の指導を受けたのち、1か月以内に症例報告を指導者に提出します。
「症例報告作成要綱（VI-2-b）」に従って作成して下さい。		
合否判定	指導者が「症例報告に関する判定基準及び審査結果（VI-2-d）」を用いて合否判定を行います。	

b) 症例報告作成要綱

表題	症例報告に適した表題とする。	
本文	1. はじめに (目的)	当該する疾患の説明, 治療における歴史的な変遷および現在の一般的な治療方法について説明し, 報告するに至った理由と目的を記述する。
	2. 症例紹介	症例の背景, 受傷起点 (発症の経緯), 受診までの経過, 理学的診断, 画像所見, 治療方針, 手術内容, セラピーの処方内容などについて要点を記述する。
	3. セラピー評価	セラピー開始前の評価内容について記述する。
	4. セラピー目標	治療方針, 処方内容, セラピー前評価からセラピーの目標を設定し, 記述する。
	5. セラピー計画	セラピーの目標に基づき, タイムスケジュールを含めた計画を立案し, 記述する。
	6. 経過	セラピー計画に則り, 経過について記述する。経過中の変化 (手術も含む) に伴い, セラピー内容に追加や変更を加えた場合は, その目的を明示する。
	7. 結果	セラピー施行後の結果について記述する。
	8. 考察	セラピーの経過及び結果からセラピーの効果およびその効果に影響を及ぼした要因, セラピーの妥当性などを分析・検討して記述する。
	9. まとめ	報告のまとめを記述する。
	10. 文献	必要最小限の引用・参考文献を引用順に呈示する。

※症例報告では, 個人を特定できないように配慮して下さい。

c) 症例経験一覧

1. 骨, 関節疾患	①指節骨部, ②DIP・PIP・MP・母指 IP 関節部, ③CM 関節部, ④手関節部・橈骨遠位端部 ⑤前腕骨骨幹部, ⑥前腕骨近位部, ⑦肘関節部, ⑧上腕骨遠位
2. 腱損傷	①屈筋腱損傷: 腱縫合, 腱移行, 腱移植, 腱剥離 ②伸筋腱損傷: 腱縫合, 腱移行, 腱移植, 腱剥離
3. 末梢神経損傷	①腕神経叢損傷: 外傷性, 分娩麻痺 ②外傷性神経損傷: 正中神経麻痺, 尺骨神経麻痺, 橈骨神経麻痺, その他 ③絞扼性神経障害: 正中神経麻痺, 尺骨神経麻痺, 橈骨神経麻痺, その他 ④複合性局所性疼痛症候群
4. 麻痺手の再建	①四肢麻痺手, ②正中神経麻痺, ③尺骨神経麻痺, ④橈骨神経麻痺, ⑤混合神経麻痺 (腕神経叢以遠)
5. 複合組織損傷 (切断含む)	
6. 変形性関節症	①Heberden 結節, ②Bouchard 結節, ③母指 CM 関節症, ④変形性手関節症, ⑤変形性肘関節症
7. 関節リウマチ	
8. 蓄積外傷障害	
9. 手関節疾患	①Kienbock 病, ②Preiser 病, ③遠位橈尺関節障害, ④TFCC 損傷, ⑤尺骨突き上げ症候群 ⑥手根不安定症
10. 先天異常	
11. 循環障害	
12. 特殊な外傷	①高圧注入損傷, ②熱傷, ③熱圧挫傷, ④電撃傷, ⑤化学損傷, ⑥咬傷, ⑦剥脱損傷
13. 拘縮	①皮膚性拘縮, ②筋・腱性拘縮, ③関節性拘縮, ④Dupuytren 拘縮, ⑤阻血性拘縮
14. 炎症性疾患, その他の疾患	

d) 症例報告に関する判定基準及び審査結果

判定項目	判定基準	審査結果
1. 表題	症例報告に適切な表題であるか。	十分 要修正
2. はじめに	当該する疾患の説明，治療における歴史的な変遷および現在の一般的な治療法について適切に記述されているか。	十分 要修正
3. 目的	報告の目的について明確に記述されているか。	十分 要修正
4. 症例紹介	症例の背景，受傷起点（発症の経緯），受診までの経緯，理学的診断，画像診断，治療方針，手術内容，セラピィの処方内容などについて，要点が網羅され，適切に記述されているか。	十分 要修正
5. 匿名性の確保	個人を特定できないように配慮されているか。	十分 要修正
6. セラピィ前評価	適切なセラピィ前評価が行われ，記述されているか。	十分 要修正
7. セラピィ目標	治療方針，セラピィ処方内容，セラピィ前評価からの確なセラピィの目標を設定し記述されているか。	十分 要修正
8. セラピィ計画	セラピィの目標に基づき，タイムスケジュールを含めた確な計画が立案され，記述されているか。	十分 要修正
9. 経過	セラピィ計画に従い，経過について適切に記述されているか。経過中の変化（手術を含む）に伴いセラピィ内容に追加や変更を加えた場合，その目的が的確に明示され，記述されているか。	十分 要修正
10. 結果	セラピィを施行後の結果について適切に記述されているか。	十分 要修正
11. 考察	セラピィの経過及び結果から，セラピィの効果およびその効果に影響を及ぼした要因，セラピィの妥当性などを分析検討して適切に記述されているか。	十分 要修正
12. まとめ	報告のまとめが適切に記述しているか。	十分 要修正
13. 文献	報告書を作成するにあたり，必要最低限の引用・参考文献が引用順に適切に呈示されているか。	十分 要修正

※匿名性が確保されていないものは不合格とする

お問い合わせ

一般社団法人日本ハンドセラピィ学会 認定臨床研修委員会事務局

〒192-0002 東京都八王子市高月町 360 番地

東京手の外科・スポーツ医学研究所 ハンドセラピィ室 阿部幸一郎

TEL : 042-692-1115

E-mail : rinkens@jhts.or.jp

VII. 手続きに必要な様式一覧

様式：臨-1号	認定臨床研修施設申請書
様式：臨-2号	認定臨床研修施設情報
様式：臨-3号	認定ハンドセラピストの在職証明書
様式：臨-4号	認定臨床研修施設辞退届
様式：臨-6号	認定臨床研修申請書
様式：臨-7号	認定臨床研修者個人資料
様式：臨-8号	認定臨床研修承諾書
様式：臨-9号	認定臨床研修契約書
様式：臨-10号	認定臨床研修誓約書（研修施設提出用）
様式：臨-11号	個人情報取り扱い誓約書
様式：臨-12号	認定臨床研修修了証明書
様式：臨-13号	認定臨床研修開始届
様式：臨-14号	認定臨床研修誓約書（学会提出用）
様式：臨-15号	症例報告合否判定表
様式：臨-16号	認定臨床研修の免除に関わる実務期間証明書
様式：臨-17号	症例報告の同意書
様式：臨-18号	認定臨床研修中止届
様式：臨-19号	認定臨床研修辞退届
様式：臨-20号	課題付研修合格証明書
様式：臨-21号	自施設症例報告指導申請書
様式：臨-22号	自施設症例報告申請者個人資料
様式：臨-23号	自施設症例報告指導承諾書
様式：臨-24号	自施設症例報告作成開始届